

会社法施行規則改正案に対する意見書

2014年（平成26年）12月17日
日本弁護士連合会

当連合会は、2014年（平成26年）11月25日付けて、法務省において公表され、意見募集がなされている「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等」のうち、「会社法施行規則（案）」について、以下のとおり意見を述べる。

1 第2条第3項第5号口

【意見】

(1)の主語を明確に示すべきである。

【理由】

現行第2条第3項第5号口の(1)及び(2)は、いずれも「当該会社役員が」という記載で始まり、主語が明確であった。

しかしながら、改正案口は、従前の(1)ないし(3)を繰り下げ、新たに(1)を新設しており、繰り下げ後の(2)及び(3)は従前と同じく「当該会社役員が」という記載で始まるが、(1)では「当該会社役員が」との表現は主語ではなく、「当該会社役員が社外取締役であることにより」という条件を示す節に過ぎず、当該文の主語が明記されていない（文意からは、当該株式会社が主語であろう。）。

そこで、(1)においては、「当該会社役員が」が主語である(2)及び(3)と異なり、当該株式会社が主語であることを明記すべきである。なお、改正後の(4)も同様である。

2 第33条の6

【意見】

売渡株主等に対して通知すべき事項には、第33条の5第1項第2号に掲げる事項（株式等売渡請求に係るその他の取引条件）のみならず、同項第1号に掲げる事項（株式売渡対価及び新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法）も含めるべきである。

【理由】

「資金を確保する方法」も、売渡株式等の売渡しと売渡対価の交付との同時履行

が法令上確保されていない売渡株主等にとって重要な情報であるため、事前開示事項（法第179条の5第1項第2号）とすることに加えて、売渡株主等に対する通知事項とすべきであり、これを通知事項としても通知又はこれに代わる公告の負担が格段に増加するわけではないと考えられることから、敢えてこれを通知事項から除外する理由は見出せない。

3 第42条の2及び第55条の2

【意見】

- (1) 第42条の2第5号中「取締役会の判断及びその理由」としていかなる記載が求められるかが必ずしも明確でないため、「特定引受人の選定、発行条件の合理性、当該割当又は契約締結の必要性その他の事項に関する取締役会の判断及びその理由」といった形で具体化することが望ましい。
- (2) 第42条の2第5号中に、「会社法第206条の2第4項ただし書に該当すると取締役会が判断する場合にはその旨及びその理由」を加えるべきである。
- (3) 第42条の2において、特定引受人（その子会社等を含む。）の保有する新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数の記載も加えるべきである。
- (4) 第55条の2についても上記1ないし3と同様である。

【理由】

- (1) 意見(1)について

① 第三者割当増資に関しては、判例で確立された主要目的ルールに鑑み、当該第三者割当の目的・合理性・必要性等、その増資の適法性を基礎付ける事由が必要であるところ、割当先は支配株主となるため、その割当先選定の理由は既存株主にとり重要な情報である。また、第三者割当によるものであることから、その発行条件の合理性も既存株主には重要な事項である。したがって、第42条の2第5号は、「特定引受人の選定、発行条件の合理性、当該割当又は契約締結の必要性その他の事項に関する取締役会の判断及びその理由」とし、その判断の対象を例示的に明確化すべきである。なお、金融商品取引法上の規制ではあるが、同法に基づき提出が求められる有価証券届出書において、第三者割当における割当予定先の選定理由、発行条件の合理性、第三者割当増資の必要性等については、既に記載が求められている事項であり（企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-3）c, (23-5) a, (23-8)），これらと同等の事項の開示を求めるることは、実務上特段の負担にな

るとは考え難く、また、第42条の2第5号にいう「取締役会の判断及びその理由」を具体化するものとして合理的であると考えられる。これらの考察に鑑みると、第42条の2第5号にある「特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の法第205条第1項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由」との記載事項は抽象的であり、具体的にいかなる記載が求められるかが明かではないため、上記のとおり、例示的に開示事項を具体化することが、本制度の我が国企業社会における定着に当たり望ましいと考える。

② 仮に上記の提案のような形で明確化を行わないという判断が法務省事務当局において行われる場合には、例えば、金融商品取引法に基づき有価証券届出書において第三者割当の場合の特記事項として記載が求められる事項が記載されている場合には、第42条の2第5号に定める記載事項を満たすものと解してよいことについて、パブリック・コメントにおける回答としてお示しいただきたい。

(2) 意見(2)について

① 会社法第206条の2第4項ただし書にいう「当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき」には、同項本文による10%以上の議決権を有する株主が反対の通知を行った場合であっても、株主総会決議による承認を得る必要がないものとされており、株主に対して差止請求の機会を提供するという観点（岩原・解説〔II〕7頁）からも重要な事項である。特に、法定の株主の反対通知があったことが判明した直後に募集株式の発行の効力発生日が来る可能性が高く、株主には差止仮処分申請を行う時間的余裕はないのではないかといった指摘もあるところであり（江頭・752頁参照）、反対通知がなされた後にかかる事由を通知・公告又は開示がなされるのでは、なおその実効性が担保されないものと考えられる。

② 実務上も、かかる事由がある場合には、会社法第206条の2第1項ないし第3項に基づく開示の際に、その旨と理由を詳細に開示することになるはずであり、特段の負担を強いるものとは考え難い。また、かかる開示がなされることにより、反対通知を行い難くなるものとも考え難い（いずれにしても反対株主としては、緊急の必要性の有無を争うことになるはずである。）。

③ 他方、かかる事由の存在は、第42条の2第5号における「取締役会の判断及びその理由」の内容に含まれるものと解することもできるが、そうであれば、会社法206条の2第4項ただし書において明記されている事由を、株主に対

して通知すべき事項として明記しない理由は見当たらず、解釈上の疑義を生じさせないためにも、明記すべきである。また、この点については、その重要性に鑑み、社外取締役及び監査役等の意見の開示の対象とすべきである。したがって、第42条の2第5号において明記するか、第5号ないし第7号と同様の規律を設けるべきである。

(3) 意見(3)について

- ① 会社法第206条の2の募集株式の割当て等の特則における支配株主の異動の要件においては、「当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数」を分子としている（同条第1項第1号）。他方、募集新株予約権の割当て等の特則を定める会社法第244条の2第1項第1号は、募集新株予約権についてのみであるが、募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数を分子として支配株主の異動に該当するか否かを判断することとされており、潜在株式を考慮している。
- ② 募集株式及び募集新株予約権の割当て等の特則の趣旨に鑑みれば、募集株式又は募集新株予約権の割当て等が行われる前から特定引受人又はその子会社等が新株予約権を保有している場合には、当該新株予約権にかかる交付株式（会社法第244条の2第2項に定める交付株式と同様）も勘案するのが合理的であるように思われる。
- ③ 会社法の規定上は上記のような規律になっていないものの、少なくとも株主の判断には重要な影響を及ぼすものと考えられることから、特定引受人又はその子会社が保有する新株予約権（新株予約権だけでなく、取得請求権付株式又は取得条項付株式を保有している場合には、その交付株式数を含めることも考えられる。）を開示事項に含めるべきであると考えられる。

(4) 意見(4)について

上記(1)ないし(3)と同様である。

4 第74条の2

【意見】

- (1) 本条第2項の定義「特定監査役会設置会社」は、第2条第3項の定義規定中に置くことが適當ではないか。
また、用語については、現行規則で存在している「特定監査役」という言葉と

紛らわしいこと、また、「特定監査役会設置会社」では、その用語を見ただけでは何が特定かを想定できないことから、異なる用語を使用した定義とすべきである。異なる用語を使用した定義としては、「理由開示監査役会設置会社」や「監査役会設置特定会社」等の意見があった。

(2) 取締役選任議案を提出する会社が監査役会設置会社だけを対象として規定されているようだが、指名委員会等設置会社、又は、監査等委員会設置会社が、株主総会において監査役会設置会社となるための定款を変更する議案と共に取締役会選任議案を提出し、その終結時に、社外取締役を置いていないこととなる見込みの場合も対象とすべきではないか。

【理由】

(1) 「特定監査役会設置会社」は、本条限りに適用される定義規定として置かれているが、公開会社における事業報告に関する記載事項（第124条第2項）を必要とする要件と一致しており、また、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載義務という効果も同じであるから、定義するとすれば、これらが一致していることを明瞭にする意味でも、冒頭に定義規定に置き、各条項では当該要件に基づいて効果を規定することが適切ではないか。

また、用語については、現行規則で存在している「特定監査役」という言葉と紛らわしいこと、及び特定監査役会設置ではその用語を見ただけでは何が特定かを想定できないことから、「理由開示監査役会設置会社」又は「監査役会設置特定会社」と定義すべきである。

(2) 取締役選任議案が可決された場合に、「特定監査役会設置会社」において社外取締役が置かれていない結果となることからすれば、同等に開示の必要性があるのではないか。

5 第110条の3第3項第5号

【意見】

出席取締役（監査等委員であるものを除く。）が記載事項とされているが、第111条第3項5号（指名委員会等設置会社）では記載事項とされておらず、議事録記載事項として一致させることが適切ではないか。

【理由】

出席取締役を記載事項とすることについては、出席の方法（各1号）と同様、平仄をとることが適切と思われる。

6 第110条の4第2項第5号

【意見】

親会社における体制は、イ～ニの記載事項には含まれていないが、改正前と変更がないという理解でよいか。

【理由】

同号柱書には「親会社」が記載されているが、当該株式会社には親会社における体制を決定する権限はないことを踏まえ、具体的記載の有無及び程度の必要性は、改正前から変更がないという理解でよいか。